

令和7年11月27日

令和7年第5回
宮代町議会定例会議案書

議案番号	件名等	頁
議案第 6 6 号	宮代町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例について	1
議案第 6 7 号	宮代町特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例について	1 1
議案第 6 8 号	宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	2 2
議案第 6 9 号	宮代町議會議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	2 9
議案第 7 0 号	町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について	3 1
議案第 7 1 号	教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について	3 3
議案第 7 2 号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	3 5
議案第 7 3 号	宮代町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	3 7
議案第 7 4 号	宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	3 9
議案第 7 5 号	宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	4 3
議案第 7 6 号	第 5 次宮代町総合計画の一部変更について	4 5
議案第 7 7 号	指定管理者の指定について	4 6
議案第 7 8 号	宮代町公平委員会の委員の選任につき同意を求めるについて	4 7
議案第 7 9 号	宮代町公平委員会の委員の選任につき同意を求めるについて	4 8
議案第 8 0 号	令和 7 年度宮代町一般会計補正予算（第 4 号）について	4 9
議案第 8 1 号	令和 7 年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	5 0
議案第 8 2 号	令和 7 年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について	5 1

議案番号	件名等	頁
議案第83号	令和7年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	52
議案第84号	令和7年度宮代町水道事業会計補正予算（第2号）について	53
議案第85号	令和7年度宮代町下水道事業会計補正予算（第2号）について	54

議案第66号

宮代町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例について

宮代町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年11月27日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、新たに宮代町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第2項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（次条から第4条までにおいて「最低基準」という。）を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 町長は、宮代町児童福祉審議会条例（平成13年宮代町条例第9号）に基づく宮代町児童福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等の利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。
(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消防に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(暴力団の排除)

第9条 乳児等通園支援事業者は、次の各号のいずれかに該当する者であつてはな

らない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- (3) 暴力団関係者（宮代町暴力団排除条例（平成25年宮代町条例第19号）第3条第2項に規定する暴力団関係者をいう。）
(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

第11条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第14条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、

それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要な事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、町からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児

等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第7号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業所を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業所に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は同法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。以下同じ。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。
(一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段

		2 屋外階段
避 難 用		1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準じる設備 4 屋外階段
3 階	常 用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避 難 用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準じる設備 3 屋外階段
4 階 以 上 の 階	常 用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避 難 用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令

第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(一般型乳児等通園支援事業所の職員)

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳

児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(設備及び職員の基準の特例)

第23条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(一般型乳児等通園支援の内容)

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者的心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準

(3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年宮代町条例第10号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条に

おいて同じ。) で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第67号

宮代町特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例について

宮代町特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年11月27日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、新たに宮代町特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例 (趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第3項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

(一般原則)

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するよう努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(利用定員に関する基準)

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者の提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

(面談)

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援事業の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により町が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認

定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により町が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものとの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適當と認められるもの

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者的心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならぬ。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を

行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する町への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要な事項
(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(提示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取り扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならぬ。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるよう、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規

定する事業をいう。) その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

（苦情解決）

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により町が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該町の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を町に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに町及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による町への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供さ

れるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第68号

宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年11月27日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

人事院勧告に準じて職員の給与改定を行うため、宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宮代町職員の給与に関する条例（昭和30年宮代町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第9条の4第2項第2号ウ中「7, 100円」を「7, 300円」に改め、同号エ中「10, 000円」を「10, 400円」に改め、同号オ中「12, 900円」を「13, 500円」に改め、同号カ中「15, 800円」を「16, 600円」に改め、同号キ中「18, 700円」を「19, 700円」に改め、同号ク中「21, 600円」を「22, 800円」に改め、同号ケ中「24, 400円」を「25, 900円」に改め、同号コ中「26, 200円」を「29, 100円」に改め、同号サ中「28, 000円」を「32, 300円」に改め、同号シ中「29, 800円」を「35, 500円」に改め、同号ス中「31, 600円」を「38, 700円」に改める。

第16条中「4, 400円」を「4, 700円」に、「1万3, 200円」を「14, 100円」に改める。

第17条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に、「100分の70」を「6月に支給する場合には100分の70、12月に支給する場合には100分の72.5」に改める。

第18条の3第2項第1号中「100分の105」を「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
定年前		円	円	円	円	円	円
再任用	1	195,800	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
短時間	2	196,900	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
勤務職員以外の職員	3	198,100	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700

	8	205, 200	283, 200	318, 800	344, 600	378, 200	433, 500
	9	206, 700	284, 200	320, 000	346, 200	379, 500	435, 100
	10	208, 400	285, 200	321, 600	347, 900	381, 100	436, 600
	11	210, 000	286, 200	323, 200	349, 600	382, 700	438, 100
	12	211, 600	287, 200	324, 800	351, 200	384, 200	439, 600
	13	213, 100	288, 200	326, 200	352, 700	386, 100	441, 100
	14	214, 800	289, 500	327, 800	354, 300	388, 000	442, 400
	15	216, 500	290, 800	329, 400	355, 900	389, 900	443, 700
	16	218, 200	292, 000	331, 000	357, 400	391, 700	444, 900
	17	219, 400	293, 200	332, 400	358, 800	393, 200	446, 100
	18	221, 000	294, 500	334, 100	360, 500	395, 000	447, 400
	19	222, 600	295, 700	335, 700	362, 100	396, 700	448, 700
	20	224, 100	296, 900	337, 300	363, 700	398, 300	449, 900
	21	225, 600	297, 900	338, 700	364, 800	400, 000	451, 100
	22	227, 200	299, 100	340, 400	366, 300	401, 400	451, 900
	23	228, 800	300, 300	342, 100	367, 800	402, 800	452, 700
	24	230, 400	301, 600	343, 700	369, 500	404, 200	453, 500
	25	237, 600	302, 900	344, 900	371, 200	405, 600	454, 100
	26	238, 700	303, 900	346, 800	372, 900	406, 800	454, 700
	27	239, 800	304, 900	348, 500	374, 600	408, 000	455, 300
	28	240, 900	305, 900	350, 100	376, 300	409, 000	455, 900
	29	242, 000	307, 000	351, 600	378, 000	410, 100	456, 600
	30	242, 900	308, 200	353, 200	379, 600	411, 300	457, 400
	31	243, 800	309, 300	354, 800	381, 200	412, 400	457, 800
	32	244, 800	310, 500	356, 400	382, 800	413, 500	458, 500
	33	245, 800	311, 600	358, 100	384, 400	414, 500	459, 000
	34	246, 700	312, 900	359, 900	385, 900	415, 500	459, 400
	35	247, 600	314, 200	361, 700	387, 400	416, 400	459, 800
	36	248, 400	315, 500	363, 500	388, 900	417, 300	460, 200
	37	249, 500	316, 700	365, 000	390, 300	418, 200	460, 600

	38	250, 600	317, 800	366, 400	391, 700	419, 000	460, 900
	39	251, 700	318, 900	367, 800	393, 100	419, 800	461, 200
	40	252, 800	320, 000	369, 200	394, 500	420, 500	461, 500
	41	253, 900	321, 000	370, 700	395, 800	421, 200	461, 800
	42	254, 900	322, 000	371, 500	397, 100	421, 900	462, 100
	43	255, 900	323, 000	372, 400	398, 400	422, 500	462, 400
	44	256, 900	324, 000	373, 400	399, 600	423, 100	462, 700
	45	257, 900	325, 000	374, 300	400, 800	423, 700	463, 000
	46	258, 900	326, 000	375, 400	401, 900	424, 300	463, 300
	47	259, 900	327, 000	376, 300	403, 000	424, 900	463, 600
	48	260, 900	327, 900	377, 300	404, 000	425, 400	463, 900
	49	261, 900	328, 800	378, 200	405, 000	425, 900	464, 100
	50	262, 900	329, 700	378, 900	405, 900	426, 400	464, 300
	51	263, 900	330, 600	379, 600	406, 800	426, 900	464, 500
	52	264, 900	331, 500	380, 200	407, 600	427, 400	464, 700
	53	265, 900	332, 400	380, 600	408, 400	427, 900	464, 900
	54	266, 900	333, 300	381, 200	409, 200	428, 400	465, 100
	55	267, 900	334, 200	381, 800	410, 000	428, 900	465, 300
	56	268, 900	335, 000	382, 500	410, 800	429, 400	465, 500
	57	269, 900	335, 800	382, 800	411, 500	429, 900	465, 700
	58	270, 800	336, 500	383, 500	412, 200	430, 400	465, 900
	59	271, 700	337, 200	384, 200	412, 800	430, 900	466, 100
	60	272, 600	337, 900	384, 800	413, 400	431, 400	466, 300
	61	273, 500	338, 500	385, 100	413, 900	431, 900	466, 500
	62	274, 400	339, 100	385, 600	414, 400	432, 400	466, 700
	63	275, 300	339, 700	386, 200	414, 900	432, 900	466, 900
	64	276, 200	340, 300	386, 800	415, 300	433, 400	467, 100
	65	277, 100	340, 900	387, 100	415, 700	433, 900	467, 300
	66	277, 900	341, 500	387, 700	416, 100	434, 400	467, 500
	67	278, 700	342, 100	388, 400	416, 400	434, 900	467, 600
	68	279, 500	342, 700	389, 000	416, 700	435, 400	467, 700

69	280, 300	343, 300	389, 400	417, 000	435, 800	467, 800
70	281, 000	343, 800	389, 900	417, 300	436, 200	467, 900
71	281, 700	344, 300	390, 500	417, 600	436, 600	468, 000
72	282, 400	344, 800	391, 000	417, 900	437, 200	468, 100
73	283, 100	345, 300	391, 500	418, 200	437, 600	468, 200
74	283, 800	345, 800	392, 100	418, 500	438, 000	468, 300
75	284, 500	346, 200	392, 500	418, 800	438, 400	468, 400
76	285, 200	346, 600	392, 800	419, 100	438, 800	468, 500
77	285, 900	347, 000	393, 200	419, 400	439, 200	468, 600
78	286, 600	347, 400	393, 700	419, 700	439, 600	468, 700
79	287, 300	347, 800	394, 100	420, 000	439, 900	468, 800
80	288, 000	348, 200	394, 500	420, 300	440, 200	468, 900
81	288, 700	348, 600	394, 900	420, 600	440, 500	
82	289, 400	349, 000	395, 400	420, 900	440, 700	
83	290, 000	349, 400	395, 800	421, 200	440, 900	
84	290, 600	349, 800	396, 200	421, 500	441, 100	
85	291, 200	350, 200	396, 500	421, 800	441, 300	
86	291, 800	350, 600	396, 700	422, 100	441, 500	
87	292, 400	351, 000	396, 900	422, 400	441, 700	
88	293, 000	351, 400	397, 100	422, 700	441, 900	
89	293, 600	351, 700	397, 300	422, 900	442, 100	
90	294, 200	352, 000	397, 500	423, 100	442, 300	
91	294, 800	352, 300	397, 700	423, 300	442, 500	
92	295, 400	352, 600	397, 900	423, 500	442, 700	
93	296, 000	352, 900	398, 100	423, 700	442, 900	
94	296, 600	353, 200	398, 300	423, 900	443, 100	
95	297, 200	353, 500	398, 400	424, 100	443, 300	
96	297, 800	353, 700	398, 500	424, 300		
97	298, 400	353, 900	398, 600	424, 500		
98	299, 000	354, 100	398, 700	424, 600		

99	299, 600	354, 300	398, 800	424, 700		
100	300, 200	354, 500	398, 900	424, 800		
101	300, 800	354, 700	399, 000	424, 900		
102	301, 400	354, 900	399, 100	425, 000		
103	302, 000	355, 100	399, 200	425, 100		
104	302, 600	355, 300	399, 300			
105	303, 100	355, 500	399, 400			
106	303, 600	355, 800				
107	304, 100	356, 100				
108	304, 500	356, 400				
109	304, 900	356, 700				
110	305, 300	357, 000				
111	305, 700	357, 300				
112	306, 000	357, 600				
113	306, 300	357, 800				
114	306, 600	358, 000				
115	306, 900	358, 200				
116	307, 200	358, 400				
117	307, 500	358, 600				
118	307, 800					
119	308, 000					
120	308, 200					
121	308, 400					
122	308, 600					
123	308, 800					
124	309, 000					
125	309, 200					
126	309, 400					
127	309, 600					
128	309, 800					

	129	310,000					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額 円 227,800	基準給料 月額 円 269,500	基準給料 月額 円 290,100	基準給料 月額 円 305,700	基準給料 月額 円 331,900	基準給料 月額 円 374,800

第2条 宮代町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に、「6月に支給する場合には100分の70、12月に支給する場合には100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第18条の3第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の宮代町職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の宮代町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
(町規則への委任)
- 4 前項に定めるものほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。

議案第69号

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 について

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年11月27日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

職員の給与改定に準じて町議会議員の期末手当の支給割合の改定を行うため、宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和34年宮代町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「、6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235」に改める。

第2条 宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第70号

町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年11月27日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

職員の給与改定に準じて町長及び副町長の期末手当の支給割合の改定を行うため、町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 町長及び副町長の給与等に関する条例（昭和44年宮代町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の230」を「、6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235」に改める。

第2条 町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の町長及び副町長の給与等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(期末手当の内扱)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の町長及び副町長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

議案第71号

教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年11月27日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

職員の給与改定に準じて教育長の期末手当の支給割合の改定を行うため、教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年宮代町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の230」を「、6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235」に改める。

第2条 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の教育委員会教育長の給与等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(期末手当の内扱)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

議案第72号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年11月27日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

人事院勧告に準じて特定任期付職員の給与改定を行うため、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年宮代町条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000

第9条第2項中「100分の125」を「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に、「100分の95」を「6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の97.5」に改め、同条第3項中「100分の105」を「6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に、「100分の87.5」を「6月に支給する場合には100分の87.5、12月に支給する場合には100分の90」に改める。

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に、「6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の97.5」を「100分の96.25」に改め、同条第3項中「6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に、「6月に支給する場合には100分の87.5、12月に支給する場合には100分の90」を「100分の88.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(給与の内扱)
3 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内扱とみなす。
(町規則への委任)
4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。

議案第73号

宮代町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年11月27日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、宮代町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

宮代町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年
宮代町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第74号

宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年11月27日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年宮代町条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」を

「 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）
第4章 雜則（第53条）」

に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「この号」を「この号及び第6項第1号」に改める。

本則に次の1章を加える。

第4章 雜則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特定子ども・子育て支援提供者（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）

を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、

「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第75号

宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年11月27日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令等が施行されたことに伴い、宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年宮代町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第12条中「法第33条の10各号」を「法第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第45条第2項中「第6条第1項本文」を「第6条第1項各号列記以外の部分」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第76号

第5次宮代町総合計画の一部変更について

第5次宮代町総合計画の一部を別冊のとおり変更する。

令和7年11月27日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

第5次宮代町総合計画の一部を変更したいので、宮代町総合計画の議決に関する条例第3条第2項の規定により、この案を提出するものである。

議案第77号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設の名称	施設の所在地
宮代町福祉交流センター陽だまりサロン	宮代町字百間1105番地

2 指定管理者に指定する団体の名称及び所在地

団体の名称 特定非営利活動法人きらりびとみやしろ
団体の所在地 埼玉県南埼玉郡宮代町川端三丁目8番25号
団体の代表者 理事長 島村 孝一

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月27日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

宮代町福祉交流センター陽だまりサロンの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

議案第78号

宮代町公平委員会の委員の選任につき同意を求めるについて

次の者を宮代町公平委員会の委員に選任することについて同意を求める。

- | | |
|--------|------------|
| 1 住 所 | [REDACTED] |
| 2 氏 名 | 中野吉宏 |
| 3 生年月日 | [REDACTED] |

令和7年11月27日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

新たに中野吉宏氏を公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものである。

議案第79号

宮代町公平委員会の委員の選任につき同意を求めるについて

次の者を宮代町公平委員会の委員に選任することについて同意を求める。

- | | |
|--------|------------|
| 1 住 所 | [REDACTED] |
| 2 氏 名 | 太 原 靖 一 郎 |
| 3 生年月日 | [REDACTED] |

令和7年11月27日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

新たに太原靖一郎氏を公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものである。

議案第80号

令和7年度宮代町一般会計補正予算（第4号）について

令和7年度宮代町一般会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

令和7年11月27日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

人事院勧告に準じた職員の給与改定のほか、農地集積に係る機構集積協力金の交付、発達・情緒障害通級指導教室の開設準備等に伴い、令和7年度宮代町一般会計予算に1億5,628万6,000円を増額し、総額を142億2,556万4,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第81号

令和7年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

令和7年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和7年11月27日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

人事院勧告に準じた職員の給与改定等に伴い、令和7年度宮代町国民健康保険特別会計予算に146万3,000円を増額し、総額を33億6,743万3,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第82号

令和7年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

令和7年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和7年11月27日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

人事院勧告に準じた職員の給与改定及び介護保険給付費準備基金の利子見込額の増額等に伴い、令和7年度宮代町介護保険特別会計予算に337万3,000円を増額し、総額を35億9,767万5,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第83号

令和7年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

令和7年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和7年11月27日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

人事院勧告に準じた職員の給与改定等に伴い、令和7年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算に64万4,000円を増額し、総額を7億2,565万7,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第84号

令和7年度宮代町水道事業会計補正予算（第2号）について

令和7年度宮代町水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和7年11月27日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

人事院勧告に準じた職員の給与改定等に伴い、令和7年度宮代町水道事業会計予算の第3条予算について、収益的支出を117万6,000円増額することについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 85 号

令和 7 年度宮代町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

令和 7 年度宮代町下水道事業会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 1 月 27 日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

人事院勧告に準じた職員の給与改定等に伴い、令和 7 年度宮代町下水道事業会計予算の第 3 条予算について、収益的収入及び収益的支出を 73 万 4,000 円増額することについて、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、この案を提出するものである。